

# 衆議院国土交通委員会ニュース

平成 29. 4. 12 第 193 回国会第 8 号

4 月 12 日（水）、第 8 回の委員会が開かれました。

## 1 都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 24 号）

- ・石井国土交通大臣、田中国土交通副大臣、藤井国土交通大臣政務官、細田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・本村伸子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、民進、公明、維新、野間健君（無） 反対—共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 本村賢太郎君（民進）

- ・都市公園への保育所等の設置について、騒音問題や送迎車の渋滞を住民が心配し、開所できない保育所があった。公園利用者から従来どおりの使用を不安視する声や不特定多数が出入りする公園での園児の安全を不安に思う声があるが、これらの問題にどのように対応していくのか。
- ・未利用地を市民緑地として活用するため、所有者と利用者を繋ぐマッチング事業を静岡県小山町や千葉県柏市等で実施している。民間による市民緑地の整備を進めていくためには、自治体が把握する空き地の情報を公開していくことが重要と考えるが、どのように行っていくのか。

### 本村伸子君（共産）

- ・法改正によりカフェ・レストラン等の公共還元型の収益施設を公園面積の12%まで設置することが可能となる。国営の都市公園に6,107haの木曾三川公園があるが、12%は732.84haで東京ドーム156個分に相当するがそのような施設が設置できるのか。また、どのような手続きとなり、国会の関与はどうか伺いたい。
- ・公園周辺の開発とその公園を一体的に開発する再開発事業が行われる場合において、開発事業者による公共還元型収益施設制度の活用が想定されているのか。

### 大西英男君（自民）

- ・都市公園の活用について、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設や待機児童が年々増加していく中で都市公園内に保育所が設置出来るようになるなど有意義であると考えているが、今後の取組について伺いたい。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際に訪日外国人に対して東京の緑化を実感してもらう必要がある。

都市のオープンスペースの確保が必要であると考えているが、見解を伺いたい。

### 伊佐進一君（公明）

- ・我が国のまちづくりの方向性として、中長期的にはコンパクトシティを目指すこととされているが、現在空き地・空き家等による都市のスポンジ化が進んでいることに対してどのような対応をしていくのか伺いたい。
- ・公園内に保育所を設置する際に公園管理者と地域住民との話し合いが重要だと考えるが、協議の場の重要性について見解を伺いたい。

### 横山博幸君（民進）

- ・保育所等の社会福祉施設の過不足の状況を把握し、都市公園内での保育所等の適切な設置を行うためには、国土交通省と厚生労働省の連携強化のための連絡協議会の設置が必要と考えるが、見解を伺いたい。
- ・全国の公園内では、大手のコーヒーショップが出店しているが、その他にも公園内に店舗としてどのようなものがあるか。
- ・民間事業者が自ら市民緑地を整備・管理するメリットは何か。また、どのようなインセンティブを与えることを予定しているのか伺いたい。

### 小宮山泰子君（民進）

- ・公共還元型の収益施設として国土交通省令で定める公園施設は、飲食店や売店以外にどのようなものがあるか。また、公募選定が行われる公園の規模の想定と、建築物の建蔽率の想定についても伺いたい。
- ・常に誰でも入れるオープンスペースである都市公園内に設置された保育所においては、防犯・安全対策がより重

要となるが、どのような対策が必要と考えるか伺いたい。

- ・生産緑地地区内における直営店や農家レストランは、その地区の所有者のみならず、近隣の複数の農家による設置・運営も可能となれば、多品種の食材の提供が可能となる等のメリットもあると考えるが、見解を伺いたい。

### **清水 忠史君（共産）**

- ・都市公園内における収益施設を設置する際に地域住民の意向を把握する規定の有無について伺いたい。また、規定があるのであればその内容についても伺いたい。
- ・奈良公園内の裁判所跡地にホテルを建設する計画に対して、地元住民の反対があるにも関わらず、奈良県は住民の反対はないとして建設を許可しようとしている。このことから都市公園内に収益施設を設置する場合は地域住民の合意、ニーズを把握する仕組みを法律で担保する必要があるのではないか。

### **椎木 保君（維新）**

- ・公園施設の設置管理に係る公募選定制度について、現行の設置管理許可制度と今回導入される公募による設置管理許可制度とは、どこがどのように異なるのか。また、公園施設の設置管理許可期間を20年間に延長する理由、期待される効果及び許可期間中に事業がとん挫した場合の対応について伺いたい。
- ・都市公園は、子供の遊び場や災害時の避難場所等の機能を有している。今回の改正により、公募による収益施設の設置が促進され、これらの機能が失われるのではないかと危惧するが、見解を伺いたい。